

日進市 I C T 活用工事の実施に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、建設現場の生産性向上を図るため、日進市（以下「市」という。）が発注する I C T 活用工事の実施に必要な事項を定めたものである。

2 実施方法

愛知県が定める各種「I C T 活用工事実施要領」（以下「県要領」という。）に準拠するものとし、県要領及び本ガイドラインにより難しい場合は、受発注者間で協議し、円滑な運用に努めること。

ただし、次に掲げる事項については、県要領によらず、市独自の運用とする。

（1）I C T 活用工事の発注方法

発注者指定型（発注者指定簡易型を含む。以下同じ。）の対象工事は、県要領を参考に発注担当課が決定する。

※発注者指定型による場合は工事名の末尾に「（I C T 活用）」と明示すること。

※発注者指定型による場合は特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は I C T 活用対象工事とする。なお、実施にあたっては、「I C T 活用工事（〇〇工）実施要領」（愛知県）及び「日進市 I C T 活用工事の実施に関するガイドライン」に基づき行うものとする。」

（2）取組証

I C T 活用工事を実施した場合であっても、原則取組証は発行しない。

附 則

このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。